

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「423,900円」を「436,600円」に、「351,600円」を「362,100円」に、「334,400円」を「344,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。